

質 疑 回 答 書

- 1 工事（委託）番号 施設第20号
- 2 案件名 新潟市立関屋中学校外1校特別教室空気調和設備設置工事
- 3 管理番号 000002

上記工事につきまして質疑事項がありましたので、下記のとおり回答いたします。

質 疑 事 項	回 答
1. 要求水準書の4, 空気調和設備の機能及び性能に関する要求水準について ・各学校毎の対象室, 方式, 型式, 冷房能力, 台数の記載がございますが、機器についてJIS条件下で、これらを満たせば根拠の算出は不要と解釈して宜しいでしょうか。 2. 要求水準書の2, 設計業務に関する要求水準について ・2.2設計業務実施体制で設計責任者と設計担当者を兼ねる事は可とする。と記載がございますが、現場代理人と設計責任者を兼ねる事は可能でしょうか。また、他の特別教室空気調和設備設置工事の設計責任者並びに設計担当者と本工事の設計責任者並びに担当者を兼ねる事は可能でしょうか。	1. よろしい。 2. 現場代理人と設計責任者を兼ねることは可能です。加えて、現場施工に着手するまでの期間については、他の特別教室空気調和設備設置工事の設計責任者並びに設計担当者と兼ねることは可能です。 また、本工事の設計責任者並びに設計担当者を他の特別教室空気調和設備設置工事の設計責任者並びに設計担当者と兼ねることは可能です。